

# とうかい食農健サポートクラブ 第21回総会議案書（令和3年度）

第1号議案 令和2年度活動報告と決算の件

第2号議案 令和3年度活動計画と予算の件

第3号議案 役員改選の件

とうかい食農健サポートクラブ第21回総会

■と き 令和4年3月6日（日）15:40～16:00

■ところ コープあいち生協生活文化会館4階会議室  
〒464-0824名古屋市千種区稲舟通1-39  
電話 052-781-8280（地域と協同の研究センター事務所）

とうかい食農健サポートクラブ

## 1号議案 令和2年度活動報告と決算の件

### 1. 令和2年度活動報告

とうかい食農健サポートクラブは、当時の東海農政局長が呼びかけ、集まったさまざまな分野の有志で自由な討議を経て平成12年2月設立されました。

設立の目的は、東海の地域で、「消費者や農業・食品産業・教育・医療・行政機関等、幅広い分野の関係者（注：食・農・健に関わる）によるネットワークを構築し、人的交流と情報・意見交換等を通じて、健全な食生活の普及、消費者・実需者ニーズにあった食料の供給、農業体験、食農教育の普及を期すこと」と、「とうかい食農健サポートクラブ規約」で定めています。

こうしたとうかい食農健サポートクラブの設立主旨・活動目的に沿い、令和元年度は活動を計画し取り組んできました。しかし、令和2年2月ころからこの東海の地域でも新型コロナウイルスの感染が広がり、緊急事態宣言等の行政からの発信に留意し、食・農・健の視点から従来のように集まって行う活動を自粛してまいりました。その後、感染状況に注視しながら、活動再開の可能性も検討してまいりましたが、令和2年度は難しい状況が続き、再開には至りませんでした。

こうした中で、とうかい食農健サポートクラブでは引き続き令和2年度の活動について、集まって行う活動は休止しながら、新しい活動のあり方を模索してきました。そして令和2年度は、会費は集めないこととさせていただきます。一方で、会員の皆様は、新型コロナウイルス感染の不安の中、食・農・健に関わりこれまで以上に工夫されて毎日を送っており、令和2年度はそうした皆様の工夫・くらしにかかわる情報を発信し合い、誌面にて会員交流を行うことに取り組みました。

### 1. 令和2年度活動報告

#### (1) とうかい食農健サポートクラブ会員報告の発行

令和3年2月10日、会報55号を発行し、会員から寄せられた活動報告をまとめ発行しました。

会員活動報告「私の思うこと」

- ①ドキュメンタリー映画「遺伝子組み換えルーレット—私たちの生命のギャンブル」  
上映会&河田昌東さん講演会 紹介
- ②春日井市における産地直売所を介した地域活性化への取り組み  
ぐうぴいひろばでの活動
- ③新型コロナウイルス感染拡大に思う
- ④令和2年の稲作のこと
- ⑤「ボランティア入門」事例 外国人留学生・日本語学校生徒等の緊急支援に参加して
- ⑥特定非営利活動法人・移住者と連帯するネットワークからの相談から始まった食糧支援活動

とうかい食農健サポートクラブ令和2年度決算

単位：円

収入	令和2年度予算	令和2年度決算	摘要
(1) 会費収入	0	12,000	
個人	0	2,000	
団体	0	10,000	令和1年分の入金
(2) 事業収入	0	0	
シンポ等参加費	0	0	
おとなの社会見学	0	0	
(3) その他	167,501	163,897	
雑収入	0	0	
借入金	0	0	
繰越金	167,501	163,897	
収入合計	167,501	175,897	
支出	令和2年度予算	令和2年度決算	
(1) 活動費	10,000	7,790	
会報製作費	10,000	7,790	会報2回発行
総会開催費	0	0	
シンポ開催費	0	0	
会議費・調査費等	0	0	
おとなの社会見学	0	0	
(2) 管理費	30,000	22,063	
幹事会会議費	2,000	0	幹事会3回開催
通信費	25,000	21,630	会報2回発行
事務・消耗品費	0	0	
事務局費	0	0	
雑費	3,000	433	
(3) 予備費	127,501	0	
支出合計	167,501	29,853	
次年度繰越金	0	146,044	

活動及び会計監査報告

会則11条により、本会の活動及び会計を監査し、適切と認めます。

監査人

令和4年2月21日

牛田 清博

印

令和4年2月24日

内田 美子

印

※総会当日は会場で監査人が署名・押印された決算書をご確認いただきます。

## 2号議案 令和3年度活動計画と予算の件

### 1. 令和3年度活動計画

とうかい食農健サポートクラブは、当時の東海農政局長が呼びかけ、集まったさまざまな分野の有志で自由な討議を経て平成12年2月設立されました。

設立の目的は、東海の地域で、「消費者や農業・食品産業・教育・医療・行政機関等、幅広い分野の関係者（注：食・農・健に関わる）によるネットワークを構築し、人的交流と情報・意見交換等を通じて、健全な食生活の普及、消費者・実需者ニーズにあった食料の供給、農業体験、食農教育の普及を期すこと」と、「とうかい食農健サポートクラブ規約」で定めています。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染が広がり、緊急事態宣言等が行政から発令され、従来のように集まって行う活動を自粛してきました。令和3年度は、ワクチン接種がすすみ、一旦は感染拡大が治まるかという状況もありましたが、年末にオミクロン株の感染が確認され、新たな不安が生まれています。

とうかい食農健サポートクラブは、食・農・健康に関わるネットワークであり、この新型コロナの感染の広がりにより、私たちが大切にしたい健康が、脅かされる状況にあります。とうかい食農健サポートクラブは立場の違ういろいろな方が食・農・健康をキーワードとして参加し、つながるネットワーク組織であるからこそ、その役割を果たしていくことが求められていると考えます。令和3年度は、年度としての会費は集めないこととしますが、活動を自粛していたコロナ禍の2年間に、会員が取り組んできたこと、考えてきたことを交流し、それぞれの立場で食・農・健康に関わる現時点の課題をいろいろな視点から探る年度として活動を再開します。

#### (1) 総会記念シンポジウム

「コロナ禍の2年をふりかえって！」

基調講演 「コロナ禍の2年を踏まえ、とうかい食農健サポートクラブの持続可能性を語るコロナ禍の2年をふりかえって！」

とうかい食農健サポートクラブ会長 竹谷裕之氏

会員報告 「コロナ禍の2年をふりかえって！」取り組んできたこと報告

① 「『中部大学 環境保全教育研究センター』の活動紹介ー食文化ユニットを中心としてー」

小川宣子氏（中部大学客員教授）

② 「20年間の社会環境の変化と消費者意識の変化

～生協組合員の生活意識調査の結果から」

向井忍氏（特定非営利活動法人地域と協同の研究センター専務理事）

③ 「コロナ禍とあいちの農業」

江本行宏（愛知県農業水産局食育消費流通課）

④ 「むらとの新しい関わり方」

大平峰雄氏（一般社団法人農山漁村文化協会東海北陸近畿支部）

⑤ 「10年後、20年後に、

私たちが食べるお米や野菜をつくってくれる農家はいるの？」

吉野隆子氏（オーガニックファーマーズ名古屋）

開催日 令和4年3月6日（日）  
10時30分～15時30分  
会場 コープあいち生協生活文化会館 4階会議室  
オンライン併用で開催します。

（2）今後の活動の検討

令和3年度の活動を通じ、今後のとうかい食農健サポートクラブの活動について検討していきます。

とうかい食農健サポートクラブ令和3年度予算（案）

単位：円

収入	令和2年度決算	令和3年度予算	摘要
(1) 会費収入	12,000	0	
個人	2,000	0	
団体	10,000	0	
(2) 事業収入	0	0	
シンポ等参加費	0	0	
おとなの社会見学	0	0	
(3) その他	163,897	146,044	
雑収入	0	0	
借入金	0	0	
繰越金	163,897	146,044	
収入合計	175,897	146,044	
支出	令和2年度決算	令和3年度予算	
(1) 活動費	7,790	40,000	
会報製作費	7,790	10,000	会報2回発行印刷費等
総会開催費	0	2,000	資料印刷費等
シンポ開催費	0	28,000	会場費等
会議費・調査費等	0	0	
おとなの社会見学	0	0	
(2) 管理費	22,063	30,000	
幹事会会議費	0	0	幹事会3回開催
通信費	21,630	25,000	会報2回発行郵送料等
事務・消耗品費	0	0	
事務局費	0	0	
雑費	433	5,000	備品等
(3) 予備費	0	76,044	
支出合計	29,853	146,044	
次年度繰越金	146,044	0	

### 3号議案 役員選出の件

#### とうかい食農健サポートクラブ役員候補（案）

会長	竹谷 裕之	名古屋大学名誉教授
副会長	角谷 利夫	株式会社角谷文次郎商店代表取締役
幹事	安達 秀子	(有)節辰商店
	今枝 奈保美	至学館大学健康科学部栄養科学科教授
	江本 行宏	愛知県農業水産局
	小川 宣子	中部大学客員教授
	大島 三津夫	NPO法人地域と協同の研究センター
	杉浦 正行	明治用水土地改良区理事長
	大坪 光樹	全岐阜県生活協同組合連合会会長理事
	小出 弥生	食育サークルSUN代表・管理栄養士
	佐藤 仁志	愛知県弥富市市民
	杉本 信之	鈴鹿身土不二の会代表
	福留 均	一般社団法人農山漁村文化協会東海北陸近畿支部
	堀川 敬生	株式会社宏昌食糧研究所代表取締役
	向井 忍	NPO法人地域と協同の研究センター専務理事
	吉井 弘和	元とうかい食農健サポートクラブ事務局長
	吉野 隆子	オアシス21オーガニックファーマーズ朝市村村長
監査人	内田 美子	豊明食生活改善推進員グループ
	牛田 清博	愛知県刈谷市市民

事務局所在地 〒464-0824

名古屋市千種区稲舟通1-39 NPO法人地域と協同の研究センター内  
電話052-781-8280 FAX052-781-8315

# とうかい食農健サポートクラブ規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、「とうかい食農健サポートクラブ」とする。

### (目的)

第2条 本会は、消費者や農業・食品産業・教育・医療・行政等幅広い分野の関係者によるネットワークを構築し、人的交流と情報・意見交換等を通じて、健全な食生活の普及、消費者・実需者ニーズにあった食料の供給、農業体験・食農教育の普及を期すことを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 食農健に関する有識者の登録と講演等への紹介
- (2) 体験学習等に関する情報の収集と教育機関等への情報の提供
- (3) セミナー、シンポジウム等の開催
- (4) ホームページの開設・運営
- (5) 会報の発行
- (6) 他の食料・農業・農村の支援組織との連携の推進
- (7) その他本会の目的達成に必要な活動

## 第2章 会員

### (種別)

第4条 会員は、個人会員と法人・団体会員とする。

### (入会)

第5条 本会の目的に賛同し入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

### (会費)

第6条 年会費は、個人会員にあつては2千円、法人・団体会員にあつては1万円とし、別に定めるところにより会費を納入するものとする。

### (退会)

第7条 会員が退会を希望するときは、退会の旨を本会に届け出るものとする。

### (会員の権利)

第8条 会員は、本会の運営等について事務局を通じ会長に意見を述べるができる。

## 第3章 役員

### (種別)

第9条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 幹 事 25名以内（会長、副会長を含まない）
- (4) 監査人 2名



2 本会は、総会の承認を経て、若干名の顧問を置くことができる。

#### **(選任)**

第10条 役員は、会員（法人・団体会員にあっては、入会の申込みを行った者）のなかから総会において選任する。

2 任期満了に伴い役員を改選する際には、候補者を自薦又は他薦により募集する。

#### **(職務)**

第11条 役員は、次の職務を遂行するものとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 幹事は、企画運営委員会に参加し、活動の推進に当たる。

(4) 監査人は、本会の活動及び会計を監査する。

#### **(任期)**

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### **第4章 会議**

#### **(種別)**

第13条 会議は、総会及び企画運営委員会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 企画運営委員会は、幹事をもって構成する。

#### **(権能)**

第14条 総会においては、次に掲げる事項を決議する。

(1) 規約の変更

(2) 活動計画及び活動報告

(3) 収支予算及び収支決算

(4) 会費の負担及びその徴収

(5) 解散

(6) その他会長が特に必要と認める事項

2 企画運営委員会は、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 総会提出議案に関する事

(2) 活動の具体的な実施に関する事

(3) その他緊急の処理が必要であると事務局長が認める事項

#### **(招集)**

第15条 総会は会長が、企画運営委員会は事務局長が招集する。

#### **(総会の議決)**

第16条 総会の議事は、総会出席者の過半数の同意をもって決することができる。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または代理人に表決を委任す

ることができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

## **第5章 雑則**

### **(事務局)**

第17条 本会の事務を処理するために、特定非営利活動法人地域と協同の研究センター（名古屋市千種区稲舟通1-39）内に事務局を設置し、事務局長は、幹事のなかから会長が1名を任命する。

### **(会計年度)**

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### **(委任)**

第19条 本会の運営上必要な事項は、企画運営委員会の審議を経て、会長が別に定める。

## **付則**

本規約は、平成12年2月23日から施行する。

## **規約の変更**

平成22年7月24日 一部変更